

技能実習、特定技能制度の在り方に関する 有識者会議「中間報告書」の説明 ～特定技能2号分野拡大について最新情報～

令和5年8月1日

公益財団法人 国際人材協力機構

Japan International Trainee & Skilled Worker Cooperation Organization

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催について

資料1

技能実習制度・特定技能制度の検討条項

○技能実習制度

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）附則

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行日：平成29年（2017年）11月1日）

○特定技能制度

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号） 附則

（検討）

第十八条

2 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行日：平成31年（2019年）4月1日）



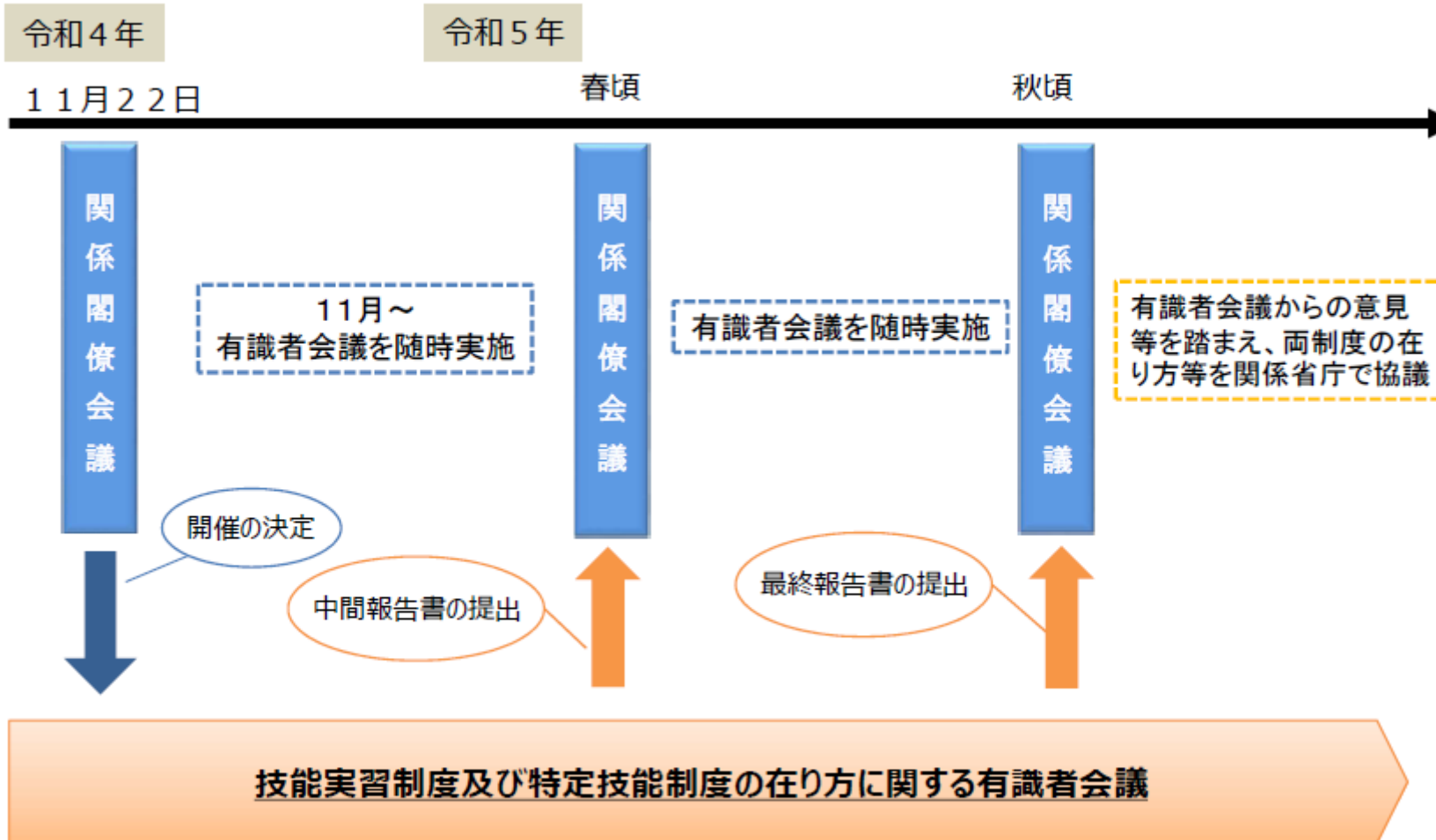
有識者会議の開催

上記2つの法律の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、同関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を開催する。

出入国在留管理庁HP掲載資料より抜粋

- 技能実習、特定技能の見直しの時期が到来。
- 両制度の検証、適正な受入れを検討するための意見を述べる「有識者会議」を開催。

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催スケジュール



- 令和5年6月9日「関係閣僚会議」に中間報告書が提出。
- 有識者会議は、これまで9回開催。(月一度のペース)
※2023年6月時点
- 関係者からのヒアリングは別途実施。(JITCOは、2023年2月24日にヒアリングを受ける)

中間報告書（概要）（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議）

令和5年5月11日

検討の視点

我が国の人手不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となっている現状を踏まえ、外国人との共生社会の実現が社会のあるべき姿であることを念頭に置き、その人権に配慮しつつ、我が国の産業及び経済並びに地域社会を共に支える一員として外国人の適正な受入れを図ることにより、日本で働く外国人が能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会を実現するとともに、我が国の深刻な人手不足の緩和にも寄与するものとする必要がある。このような観点から、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指す。

検討の基本的な考え方

論 点

制度目的と実態を踏まえた
制度の在り方

外国人が成長しつつ、中長期的に活躍
できる制度（キャリアパス）の構築

受入れ見込数の設定等の在り方

転籍の在り方（技能実習）

管理監督や支援体制の在り方

外国人の日本語能力の
向上に向けた取組

現 状

人材育成を通じた国際貢献

職種が特定技能の分野と不一致

受入れ見込数の設定のプロセスが
不透明

原則不可

- ・ 監理団体、登録支援機関、技能実習機構の指導監督や支援の体制面で不十分な面がある
- ・ 悪質な送出国が存在

本人の能力や教育水準の定めなし

新たな制度

- ・ 現行の技能実習制度は廃止して人材確保と人材育成（未熟練労働者を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成）を目的とする新たな制度の創設（実態に即した制度への抜本的な見直し）を検討
- ・ 特定技能制度は制度の適正化を図り、引き続き活用する方向で検討し、新たな制度との関係性、指導監督体制や支援体制の整備などを引き続き議論
- ・ 新たな制度と特定技能制度の対象職種や分野を一致させる方向で検討（主たる技能の育成・評価を行う。技能評価の在り方等は引き続き議論）
- ・ 現行の両制度の全ての職種や分野等並びに特定技能2号の対象分野の追加及びその設定の在り方について、必要性等を前提に検討
- ・ 業所管省庁における取組状況の確認や受入れ見込数の設定、対象分野の設定等は、様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとする等の措置を講じることでプロセスの透明化を図る
- ・ 人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨と外国人の保護の観点から、従来より緩和する（転籍制限の在り方は引き続き議論）
- ・ 監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要。他方、人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関を厳しく適正化・排除する必要
- ・ 監理団体や登録支援機関の要件の厳格化等により、監理・支援能力の向上を図る（機能や要件は優良団体へのインセンティブも含め、引き続き議論）
- ・ 外国人技能実習機構の体制を整備した上で管理・支援能力の向上を図る
- ・ 悪質な送出国の排除等に向けた実効的な二国間取決めなどの取組を強化
- ・ 一定水準の日本語能力を確保できるよう就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後において日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける

今後の進め方

中間報告書で示した検討の方向性に沿って具体的な制度設計について議論を行った上、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめる。

- 中間報告書は、今後最終報告に向けての具体的な議論等により、その内容の変更や修正が行われることが考えられます。
- 今、重要なことは、厳格に現行制度の適正運用に努力し、外国人材受入れに係る新制度への参入障壁を、自ら生じさせないことだと思います。

在留資格「技能実習」、「特定技能1号」、「新たな制度(検討中)」の比較

	技能実習(団体監理型)	特定技能1号	新たな制度(検討中)
目 的	日本の技能・技術・知識の移転を通じた国際貢献	深刻化する人手不足への対応	人材確保と人材育成(未熟練労働者を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成)
在留期間	技能実習1号:1年以内、技能実習2号:2年以内、技能実習3号:2年以内(合計で最長5年)	通算5年	—
活動内容	技能実習計画に基づき、業務に従事しつつ、技能等の修得・習熟・熟達に努める活動	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	—
対象範囲	技能実習2号以降は移行対象職種のみ(2023年3月31日現在87職種)	特定産業分野12分野 (①介護 ②ビルクリーニング ③素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業④建設 ⑤造船・船用工業 ⑥自動車整備⑦航空 ⑧宿泊 ⑨農業 ⑩漁業 ⑪飲食料品製造業 ⑫外食業)	- 新たな制度と特定技能制度の対象職種や分野を一致させる方向で検討(主たる技能の育成・評価を行う。技能評価の在り方等は引き続き議論) - 現行の両制度の全ての職種や分野等並びに特定技能2号の対象分野の追加及びその設定の在り方について、必要性等を前提に検討
入国時の技能水準	前職要件等あり(団体監理型)	相当程度の知識又は経験が必要(試験等により確認。技能実習2号を良好に終了した者は試験免除。)	—
入国時の日本語能力水準	介護職種を除いて要件なし	日本での生活および業務に必要な能力(試験等により確認。技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除。)	一定水準の日本語能力を確保できるよう就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後において日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける
入国時の試験	なし(介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認(技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)	—
送出機関	外国政府の認定を受けた機関	国によって異なる	—
監理・支援	監理団体による実習管理(非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	支援(受入れ機関・登録支援機関)(登録支援機関とは、個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて、特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う者。出入国在留管理庁による登録制)	- 監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要。他方、人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関を厳しく適正化・排除する必要 - 監理団体や登録支援機関の要件の厳格化等により、監理・支援能力の向上を図る(機能や要件は優良団体へのインセンティブも含め、引き続き議論) - 外国人技能実習機構の体制を整備した上で管理・支援能力の向上を図る - 悪質な送出機関の排除等に向けた実効的な二国間取決めなどの取組を強化
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野・建設分野を除く)	—
雇用形態	直接雇用のみ	原則として直接雇用だが、農業及び漁業では派遣が認められる。	—
家族の帯同	原則不可	原則不可(特定技能2号については要件を満たせば可能)	—
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験等によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能	人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨と外国人の保護の観点から、従来より緩和する(転籍制限の在り方は引き続き議論)

最終報告書の取りまとめに向けた論点 (案)

1 新たな制度及び特定技能制度の位置付けと両制度の関係性等【総論】

- (1) 新たな制度の位置付け (目的、基本的枠組み)
- (2) 特定技能制度の位置付け (変更の適否を含む。)
- (3) 新たな制度と特定技能制度の関係性 (技能水準、家族帯同の在り方等両制度の在留資格制度全体における位置付けを含む。)
- (4) 企業単独型技能実習等の取扱い

2 人材育成機能や職種・分野等の在り方

- (1) 新たな制度における人材育成の在り方
- (2) 職種・分野の在り方
- (3) 新たな制度における技能評価の在り方 (時期、具体的方策 (試験等))
- (4) 技能評価を踏まえた活用方策
- (5) 人材育成機能の担保のためのその他の方策 (処遇等適切かつ効率的な育成のための体制等の整備、職場への定着のインセンティブ付与等)

3 受入れ見込数の設定等の在り方

- (1) 新たな制度における受入れ見込数の設定の在り方 (設定の可否を含む。)
- (2) 両制度における受入れ見込数の設定及び対象分野の設定 (人手不足状況、労働市場への影響、人手不足への取組状況の確認、技能評価を含む。) における透明性や予見可能性のあるプロセスの在り方 (制度の運用上の透明性確保を含む。)

4 転籍の在り方

- (1) 転籍の在り方 (具体的方策 (要件、時期、回数等))
- (2) 受入れ企業等が負担する来日時のコストや人材育成コストへの対応方策
- (3) 人権侵害や法違反等があった場合の救済の仕組み (事前把握方策等)
- (4) 転籍先を速やかに確保する方策 (公私の機関 (業所管省庁、ハローワーク等) の関与の在り方を含む。)

5 監理・支援・保護の在り方

- (1) 新たな制度における監理団体の要件 (監理・支援・保護の要件の見直し)
- (2) 受入れ企業等の要件 (適格性要件の見直し)
- (3) 優良な団体等 (受入れ企業等、監理団体) へのインセンティブ付与方策 (事業評価の公表を含む。)

- (4) 悪質な団体等への対応方策
- (5) 外国人技能実習機構の役割に応じた体制の整備等
- (6) 国、自治体、法テラス、弁護士会、NGO等の支援及び相談への関与の在り方 (外国人技能実習機構との連携の在り方を含む。)

6 特定技能制度の適正化方策

- (1) 登録支援機関による支援の在り方 (監理・保護機能を追加することの適否や登録制度であることの是非を含む。)
- (2) 優良な登録支援機関へのインセンティブ付与方策 (事業評価の公表を含む。)
- (3) 悪質な登録支援機関への対応方策
- (4) 行政の指導監督体制の在り方

7 国・自治体の役割

- (1) 制度所管省庁の在り方・役割の見直し
- (2) 業所管省庁の役割の見直し (より良い受入れを後押しする役割を担う方向での見直し方策)
- (3) 自治体の役割 (外国人が生活者として安心して暮らせるための相談体制を含めた環境整備等)

8 送出国及び送出しの在り方

- (1) 送出国の適正化等の在り方
- (2) 外国人の来日前の手数料負担を減少させる方策
- (3) 国際的なマッチング (職業紹介) 機能の適正化方策 (監理団体等の関与の在り方を含む。)

9 日本語能力の向上方策

- (1) 就労開始前の日本語能力担保方策 (目的、具体的方策 (試験、講習等))
- (2) 就労開始後の日本語能力向上の仕組み (目的、具体的方策 (インセンティブ付与等)、日本語教育環境の整備)
- (3) 関係者の役割分担や負担費用の在り方

※ 留意点

上記の各論点を検討するに当たっては、現行制度から新たな制度に円滑に移行するための経過措置等の在り方についても併せて検討する。

以上

- 9つの論点を最終報告書に向けて具体的に議論。
- 各論点の検討では、「現行制度から新たな制度に円滑に移行するための経過措置等の在り方」についても併せて検討。

現状

- 技能実習 2 号移行対象職種・作業（全87職種159作業）のうち、対応する特定産業分野がない（試験免除で特定技能に移行できない）職種・作業は約30%（27職種47作業）である。
- 技能実習全体でみると、対応する特定産業分野がない（試験免除で特定技能に移行できない）職種・作業等は、約15%（356,356件中52,166件（※））を占める。（※）第1号技能実習計画認定件数（直近3年度分）

イメージ

技能実習

特定技能

技能実習 2 号移行対象職種・作業

- 農業関係（2 職種 6 作業）
- 食品製造関係（11職種18作業）
- 漁業関係（2 職種10作業）
- 機械・金属関係（15職種29作業）
- 建設関係（22職種33作業）
- その他（8職種15作業）
- 社内検定型（1 職種 1 作業）

61職種
112作業

技能実習 2 号
良好修了者は
試験免除で
移行可能

特定産業分野
(全12分野24業務区分)

- 繊維・衣服関係（13職種22作業）
- その他（12職種22作業）
- 社内検定型（2 職種 3 作業）

※ 1 号技能実習計画認定数のうち約 8 %を占める。

令和3年度 73,504件うち5,959件 (8.1%)
令和2年度 92,801件うち6,617件 (7.1%)
令和元年度 190,051件うち15,011件 (7.9%)

技能実習 2 号移行対象外のもの（1 年を上限）

自動車組立て、クリーニング、物流、デジタルピッキングなど

※様々あるが分類ごとに集計が困難

※ 1 号技能実習計画認定数のうち約 7 %を占める。

令和3年度 73,504件うち3,151件 (4.3%)
令和2年度 92,801件うち6,524件 (7.0%)
令和元年度 190,051件うち14,904件 (7.8%)

対応する特定産業分野
なし

技能実習の職種と特定技能の分野の関係について

出典:出入国在留管理庁HP

「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」配付資料より

1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸 畑作・野菜 果樹
畜産農業●	養豚 養鶏 酪農

2 漁業関係 (2職種10作業)

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業 延縄漁業 いか釣り漁業 まき網漁業 ひき網漁業 刺し網漁業 定置網漁業 かに・えびかご漁業 棒受網漁業△
養殖業●	ほたてがい・まき養殖

3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	バーカッション式さく井工事 ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金 内外装板金
冷凍空調機器施工	冷凍空調機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工 石張り
タイル張り	タイル張り
左官	左官
配管	建築配管 プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事 カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウエルポイント施工	ウエルポイント工事
表装	壁装
建設機械施工●	押土・整地 積み込み 掘削 締固め 築炉

(注1) ●の職種: 技能実習評価試験に係る職種
(注2) このうち80職種144作業については、3号まで実習可能
(△のある職種・作業を除く)。

4 食品製造関係 (11職種18作業)

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
食鳥処理加工●	食鳥処理加工
加熱性水産加工	節類製造
食品製造業●	加熱乾製品製造 調味加工品製造 くん製品製造 塩蔵品製造 乾製品製造 発酵食品製造 調理加工品製造 生食用加工品製造 かまぼこ製品製造
非加熱性水産加工	生豚部分肉製造
食品製造業●	ハム・ソーセージ・ベーコン製造 パン製造 そう菜製造● 農産物漬物製造●△ 医療・福祉施設給食製造●△

5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程 精紡工程 巻糸工程 含なん糸工程
織布運転●	準備工程 製織工程 仕上工程
染色	糸浸染 織物・ニット浸染
ニット製品製造	純毛製造 丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服縫製
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織しほつたん製造 タフテッドカーペット製造 ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	フイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

6 機械・金属関係 (15職種29作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造 非鉄金属鋳物鋳造 ハンマ型鋳造 プレス型鋳造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鍛造	構造物鍛工
鍛板金	機械板金
めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき

6 機械・金属関係 (続き)

職種名	作業名
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工員仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て 変圧器組立て 配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作 プリント配線板設計 プリント配線板製造

7 その他 (20職種37作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷 グラビア印刷●△
製本	製本
プラスチック成形	圧縮成形 射出成形 インフレーション成形 ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗装	建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装
溶接●	手溶接 半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き 印刷箱組箱 貼箱製造 段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形 圧力鋳込み成形 バット印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護●	介護
リネンサブライ●△	リネンサブライ仕上げ
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工 押出し加工 混練り圧延加工 複合積層加工
鉄道車両整備●	走行装置修繕・解き装 空気装置修繕・解き装

○ 社内検定型の職種・作業 (2職種4作業)

職種名	作業名
空港クラフトハンドリング●	航空機地上支援 航空貨物取扱 客室清掃△
ボイラーメンテナンス●△	ボイラーメンテナンス

技能実習2号移行対象職種・作業一覧

黄色部分: 対応する特定
産業分野なし

参考情報1

特定技能外国人を受け入れるには、以下の要件を満たすことも必要。
特定技能外国人の要件
特定技能所属機関の要件
分野ごとの要件 など

参考情報2

特定技能では受け入れ可能だが、技能実習では移行対象職種ではない分野区分
(例)建設分野 造園工事業、電気工事業
農業分野 養蜂 など

特定技能2号の対象分野追加について

特定技能制度の概要

深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）

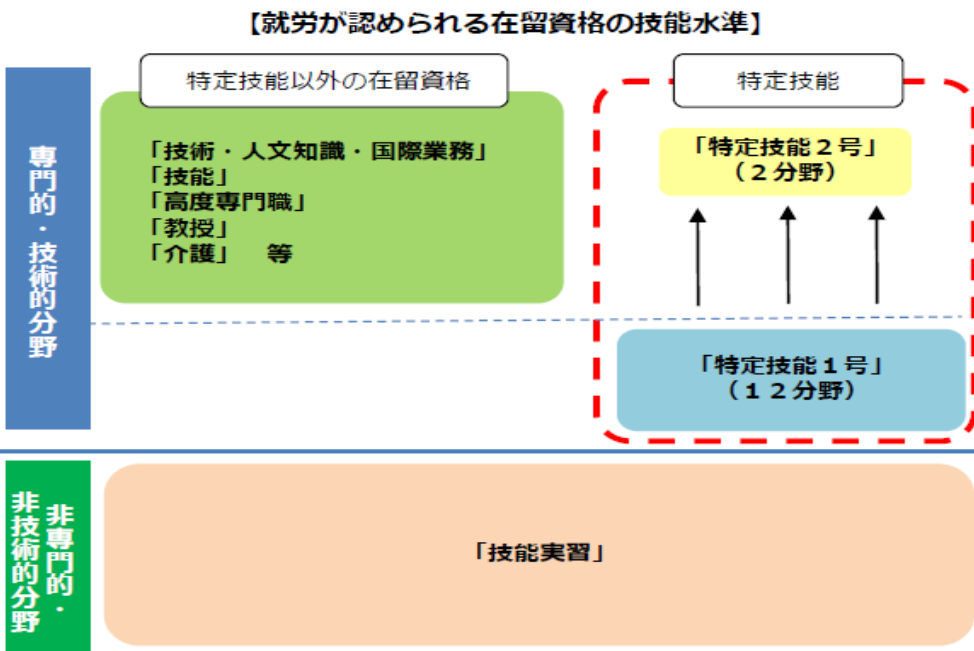
特定技能1号：特定産業分野(※)に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- ・ 在留者数：154,864人（令和5年3月末現在、速報値）
- ・ 在留期間：通算で上限5年まで
- ・ 家族帯同：基本的に認めない

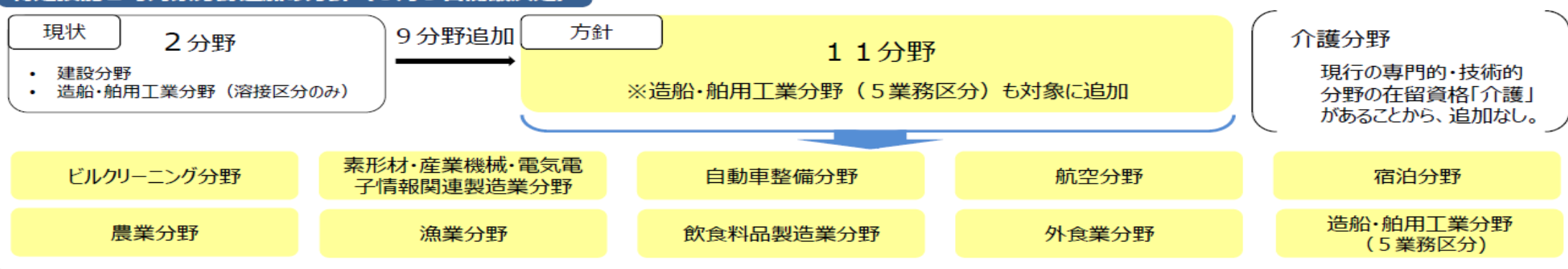
特定技能2号：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

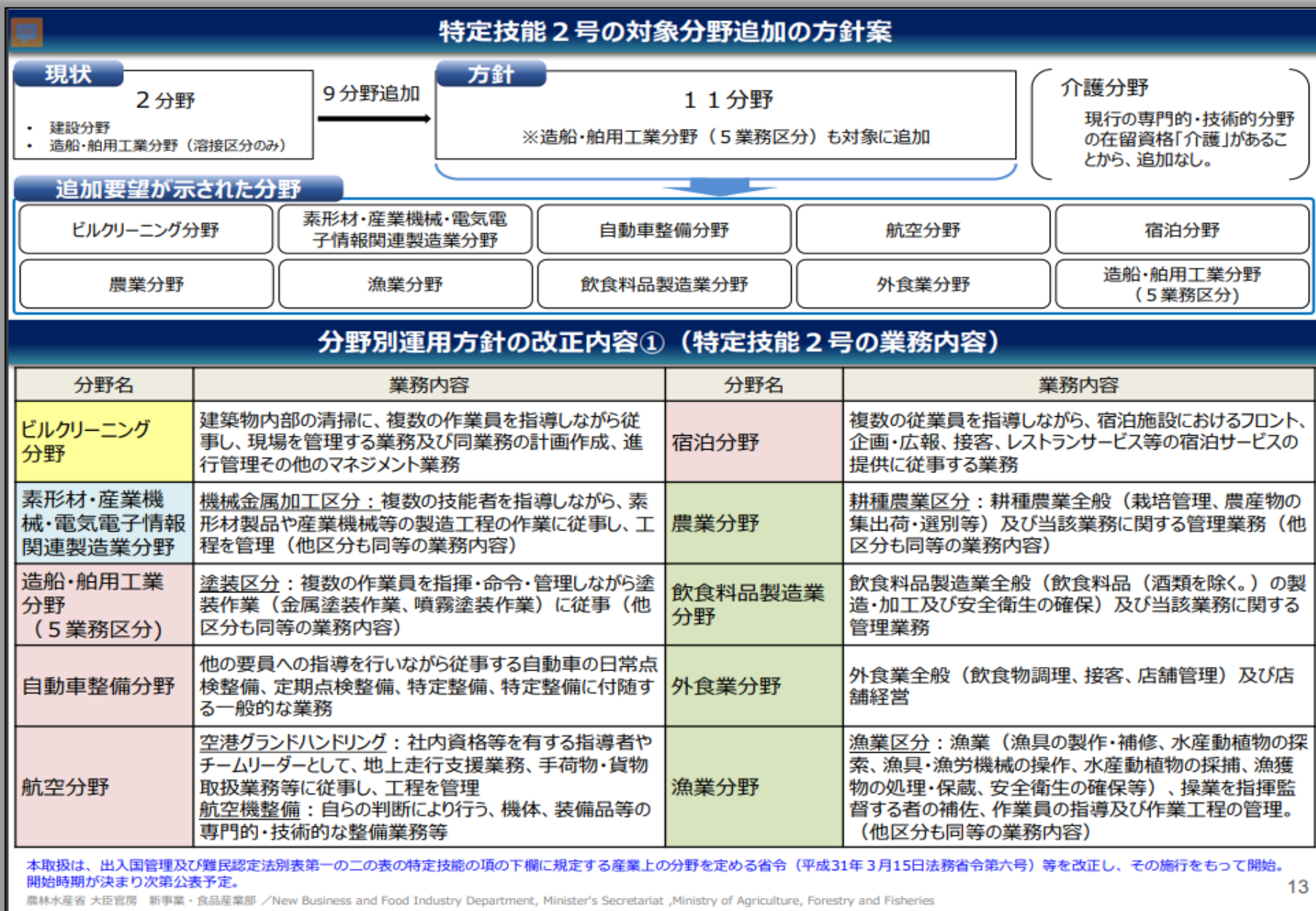
- ・ 在留者数：11人（令和5年3月末現在、速報値）
- ・ 在留期間：更新回数に制限なし
- ・ 家族帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）

（※）特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、**建設、造船・船用工業**、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
（12分野）
（特定技能2号は赤字の2分野のみ受入れ可）



特定技能2号対象分野追加の方針（6月9日閣議決定）





分野別運用方針の改正内容②（特定技能2号の技能水準）

- 特定技能2号の要件は試験合格及び実務経験を有していること。
- 課される試験は、**分野所管省庁が作成・実施する技能試験**及び既存の各種試験

	試験名
ビルクリーニング分野	「ビルクリーニング分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級」
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	「製造分野特定技能2号評価試験」及び「ビジネス・キャリア検定3級」又は「技能検定1級」
建設分野※1	「建設分野特定技能2号評価試験」、「技能検定1級」又は「技能検定単一等級」
造船・船用工業分野※1	「造船・船用工業分野特定技能2号試験」又は「技能検定1級」
自動車整備分野	「自動車整備分野特定技能評価2号試験」又は「自動車整備士技能検定試験2級」
航空分野	「航空分野特定技能2号評価試験」又は「航空従事者技能証明」
宿泊分野	「宿泊分野特定技能2号評価試験」
農業分野	「2号農業技能測定試験」
漁業分野	「2号漁業技能測定試験」※2
飲食料品製造業分野	「飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験」
外食業分野	「外食業特定技能2号技能測定試験」※2

※1 建設分野及び造船・船用工業分野（溶接区分）については既に特定技能2号の対象となっているもの。

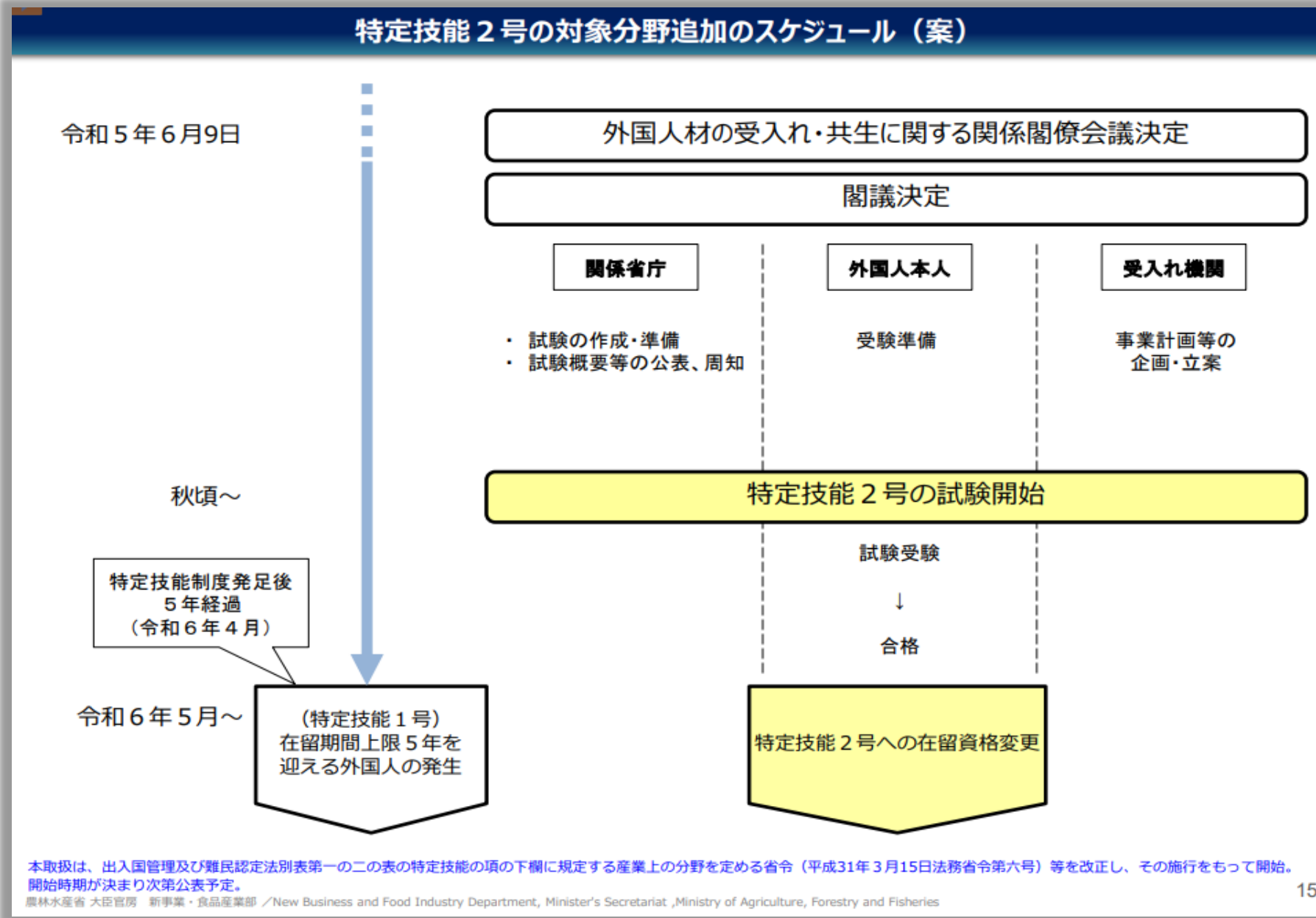
※2 分野の特性上、一定の日本語能力を有することが業務上必要であることから、技能試験の一環として「日本語能力試験（N3以上）」を課す。

分野別運用方針の改正内容③（その他）

- 特定技能2号へ円滑に移行するための改正
- 技術的な改正

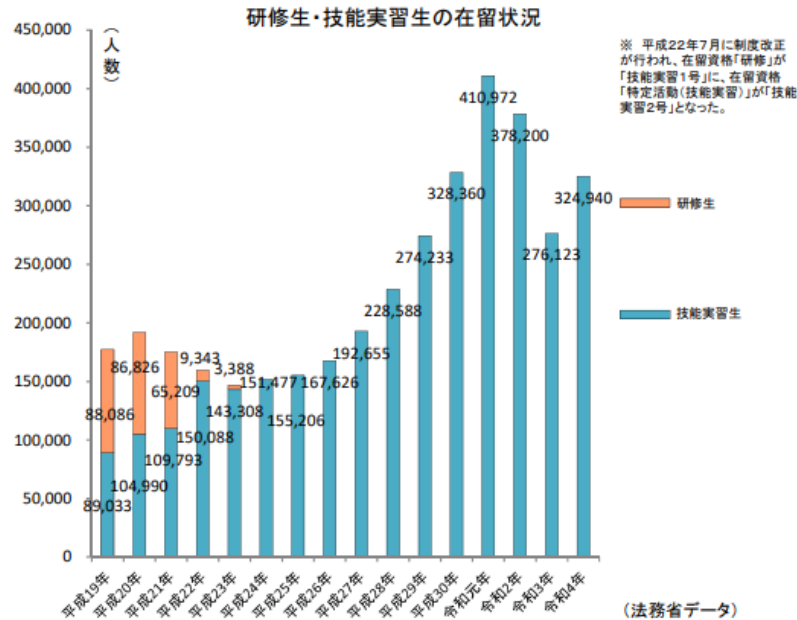
本取扱は、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野を定める省令（平成31年3月15日法務省令第六号）等を改正し、その施行をもって開始。開始時期が決まり次第公表予定。

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 / New Business and Food Industry Department, Minister's Secretariat, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

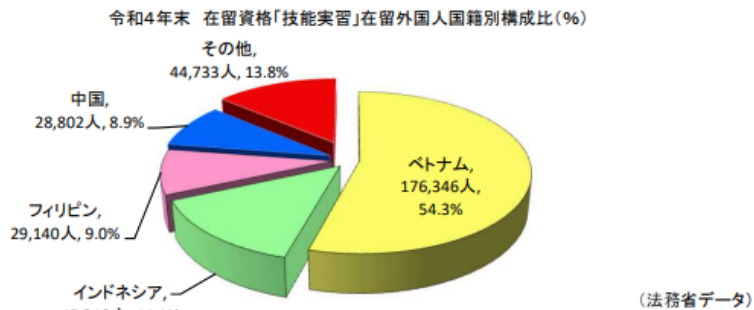


技能実習制度の現状

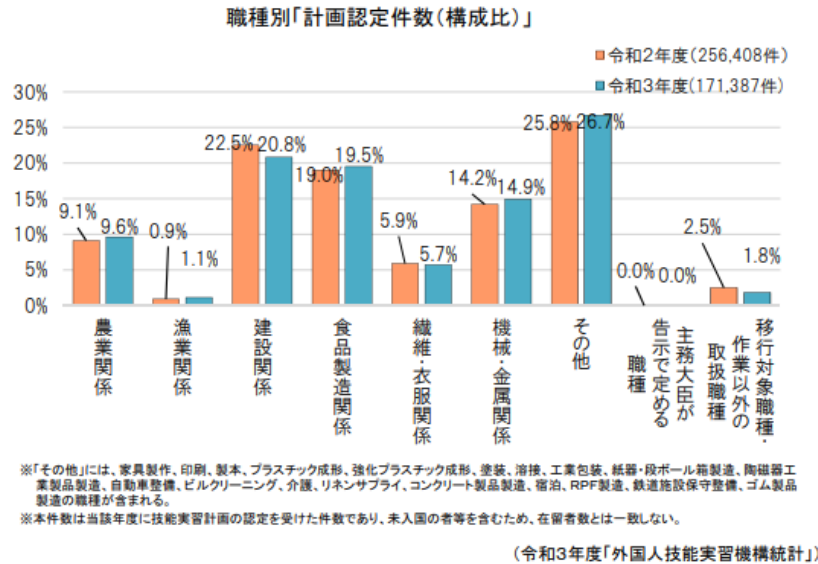
1 令和4年末の技能実習生は、324,940人



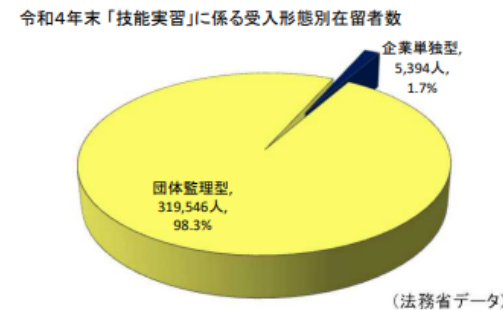
2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③フィリピン



3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。



4 団体監理型の受入れが98.3%



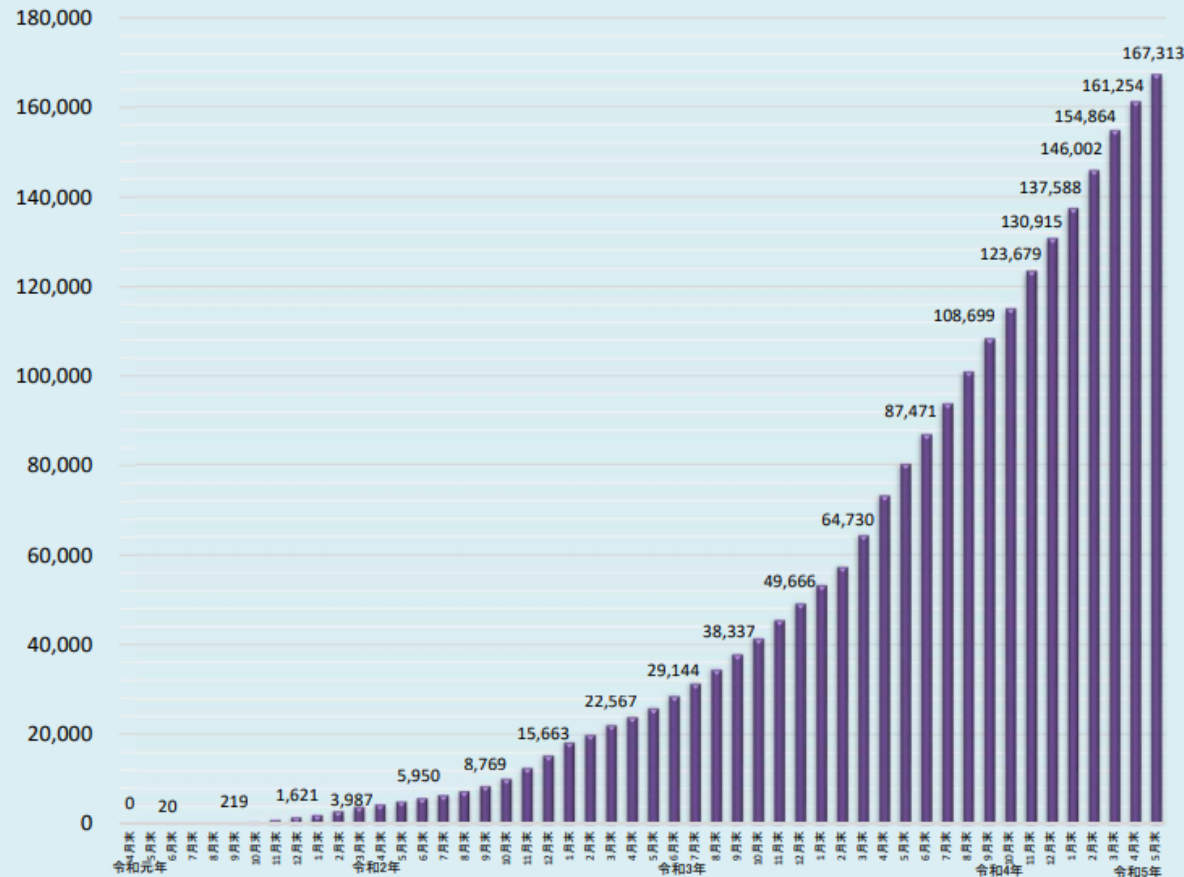
- 技能実習生は、入国制限の緩和を受けて回復傾向。

特定技能在留外国人数



特定技能在留外国人数(令和5年5月末現在:速報値)

特定技能 1 号在留外国人数 167,313 人



分野	人数
介護	21,152人
ビルクリーニング	2,653人
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	34,735人
建設	17,404人
造船・船用工業	6,123人
自動車整備	2,183人
航空	323人
宿泊	265人
農業	20,274人
漁業	2,086人
飲食料品製造業	51,915人
外食業	8,200人

特定技能 2 号在留外国人数

分野	人数
建設	11人

- 特定技能1号は、毎月約6,000名の増加傾向。
- 特定技能2号は、2023年3月末から変更なし。

特定技能在留外国人数（詳細）

特定技能在留外国人数(令和5年5月末現在:速報値)

特定技能在留外国人数 167,324人 (※)「特定技能2号」で在留する者(11人)を含む。

特定産業分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	ビル クリーニング	素形材・産業機械・ 電気・電子情報関連 製造業	建設	造船・船用工業	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業
在留数	21,152	2,653	34,735	17,415	6,123	2,183	323	265	20,274	2,086	51,915	8,200
構成比	12.6%	1.6%	20.8%	10.4%	3.7%	1.3%	0.2%	0.2%	12.1%	1.2%	31.0%	4.9%

国籍・地域別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	インドネシア	フィリピン	中国	ミャンマー	カンボジア	タイ	ネパール	その他
在留数	95,421	23,763	16,920	11,008	7,677	3,479	3,363	3,210	2,483
構成比	57.0%	14.2%	10.1%	6.6%	4.6%	2.1%	2.0%	1.9%	1.5%

分野・ルート別特定技能在留外国人数

分野	介護	ビル クリーニング	素形材・産業機械・ 電気・電子情報関連 製造業	建設	造船・船用工業	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業	合計
試験 ルート (注2)	16,690 (78.9%)	879 (33.1%)	815 (2.3%)	616 (3.5%)	47 (0.8%)	330 (15.1%)	323 (100%)	252 (95.1%)	6,636 (32.7%)	161 (7.7%)	14,206 (27.4%)	7,880 (96.1%)	48,835 (29.2%)
技能 実習 ルート	4,462 (21.1%) (注3)	1,774 (66.9%)	33,920 (97.7%)	16,799 (96.5%)	6,076 (99.2%)	1,853 (84.9%)	0 (0%)	13 (4.9%)	13,638 (67.3%)	1,925 (92.3%)	37,709 (72.6%)	320 (3.9%)	118,489 (70.8%)

(注1) 表中の構成比は小数点第二位以下を四捨五入

(注2) 特定技能試験及び技能検定の合格者を含む。

(注3) 介護福祉士養成施設修了者及びEPA介護福祉士候補者を含む。

- 飲食料品製造業、素形材・産業機械・電子情報関連製造業が、全体の半数。
- 試験ルート、技能実習ルートは、分野ごとに割合が異なる。

特定技能外国人の日本全国における分布状況①



日本国内における日本人就業者と特定技能外国人の分布の比較

- 特定技能外国人の国内における分布状況は、日本人就業者（注1）と比べても大きな違いはない（表1）。
- 就業者（日本人と外国人を問わない。）に占める特定技能外国人（注2）の割合が全国平均より高い都道府県は全体の約45%である。それを大都市圏（注3）とそれ以外に分けると、大都市圏では約55%（11分の6）、それ以外では約45%（36分の15）である（表2）。

(注1) 総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計(表1-1)

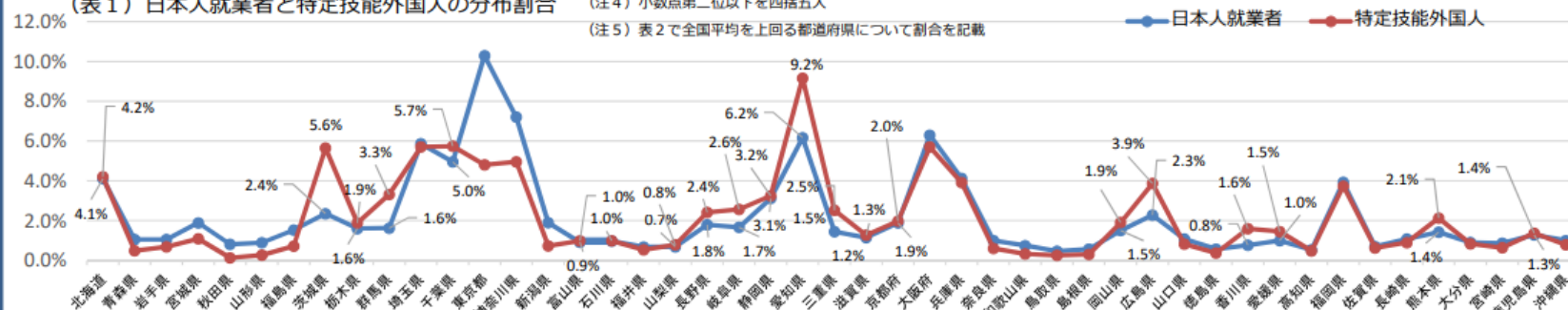
(注2) 出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数(令和4年6月末、速報値)」

(注2) 総務省統計局においては、大都市圏を「広域的な都市区域を規定するため行政区画を越えて設定した統計上の地域区分であり、中心市（東京都特別区及び政令指定都市）及びこれに社会・経済的に結合している周辺市町村によって構成するもの」と定義づけている。この点、特定技術外国籍の大都市圏集中の要因としては、一般論としてより高い賃金を求めることと考えられることから、本資料における大都市圏とは「大都市の中心市が所属する都道府県のうち、当該都道府県の最低賃金額の水準が全国の都道府県の上位30%（14市）以内のもの（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県）」とする。

(表1) 日本人就業者と特定技能外国人の分布割合

(注4) 小数点第二位以下を四捨五入

(注5) 表2で全国平均を上回る都道府県について割合を記載



(表2) 都道府県(東京都特別区及び政令指定都市も含む。)別の就業者(日本人と外国人を問わない)に占める特定技能外国人の割合 (単位: %)

全国平均	北海道★	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県★	千葉県★	東京都★	神奈川県★	新潟県	富山県
0.152	0.157	0.072	0.100	0.088	0.026	0.045	0.072	0.362	0.178	0.305	0.147	0.175	0.071	0.104	0.059	0.164
	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県★	愛知県★	三重県	滋賀県	京都府★	大阪府★	兵庫県★	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
	0.155	0.119	0.173	0.205	0.231	0.156	0.222	0.261	0.168	0.160	0.137	0.144	0.093	0.067	0.087	0.081
	岡山県	広島県★	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	
	0.193	0.257	0.116	0.100	0.316	0.212	0.137	0.145	0.139	0.128	0.228	0.141	0.113	0.163	0.119	

(注6) 小数点第四位以下を四捨五入

・★付きは、大都市圏

- 赤字は、全国平均(0.152)を上回るもの

8

- 全国平均を大きく上回る数値。
- 就業者に占める特定技能外国人の割合が全国で最も高い。

特定技能制度運用状況②

特定技能在留外国人数(令和5年3月末現在:速報値)

特定技能在留外国人数 154,875人(注2)

都道府県別特定技能在留外国人数

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
在留数	6,252	796	991	1,659	237	612	1,160	8,704	3,027	4,921	8,860	8,745	7,487	7,317	1,173	1,488	1,783	925	1,211	3,251	3,940	4,978	13,387	3,919
構成比	4.0%	0.5%	0.6%	1.1%	0.2%	0.4%	0.7%	5.6%	2.0%	3.2%	5.7%	5.6%	4.8%	4.7%	0.8%	1.0%	1.2%	0.6%	0.8%	2.1%	2.5%	3.2%	8.6%	2.5%
都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	未定・不詳
在留数	2,058	2,969	9,367	5,981	912	525	438	480	2,849	6,085	1,381	710	2,622	2,505	807	5,944	1,108	1,528	3,373	1,270	1,058	2,418	1,409	254
構成比	1.3%	1.9%	6.0%	3.9%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	1.8%	3.9%	0.9%	0.5%	1.7%	1.6%	0.5%	3.8%	0.7%	1.0%	2.2%	0.8%	0.7%	1.6%	0.9%	0.2%

特定産業分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	クリーニング	ビル	製造業 情報関連 電気・電子 産業機械・ 素材材・	建設	船舶・ 造船・ 工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	製造業 飲料品 食品	外食業
在留数	19,516	2,349		32,644	15,523	5,573	2,121	200	232	18,629	1,955	49,119	7,014
構成比	12.6%	1.5%		21.1%	10.0%	3.6%	1.4%	0.1%	0.1%	12.0%	1.3%	31.7%	4.5%

国籍・地域別特定技能在留外国人数

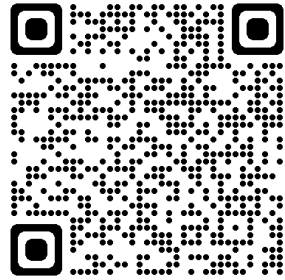
国籍・地域	ベトナム	インドネシア	フィリピン	中国	ミャンマー	タイ	カンボジア	ネパール	その他
在留数	89,972	20,662	15,583	10,310	7,030	3,098	3,096	2,838	2,286
構成比	58.1%	13.3%	10.1%	6.7%	4.5%	2.0%	2.0%	1.8%	1.5%

(注1)小数点第二位で四捨五入。

(注2)「特定技能2号」の許可を受けて在留する者(11人)を含む。

- 愛知県、大阪府
埼玉県に次ぐ特定技能外国人在留者数数の多さ。

JITCOは外国人技能実習制度・特定技能制度の総合支援機関です



- 公益財団法人国際人材協力機構（略称：JITCOジツコ）は、外国人技能実習・研修制度の円滑な運営・適正な拡大に寄与することを事業目的とし1991年に設立された財団法人です。
- JITCOは、外国人技能実習生や特定技能外国人等の受入れ制度に関するセミナーの開催、個別のご相談への対応、各種教材等の開発・販売などを通じて、外国人材の受入れ全般をサポートする、**総合支援機関**です。
- 外国人技能実習法に基づき監理団体や実習実施者に受講が義務づけられている養成講習を、主務大臣から告示を受けた**養成講習機関**として実施しています。

	個別相談	セミナー
受入れ支援サービス	● 技能実習制度、特定技能制度に関する相談 ● 監理団体、実習実施者への訪問相談、支援 ● 職種（追加）、特定産業分野の相談	● 技能実習制度説明会 ● 特定技能制度説明会 ● 技能実習生受入れ実務者セミナー（移行対象職種・作業概要） ● 特定技能外国人受入れ実務者セミナー（特定産業分野概要） ● 講師派遣：制度ガイダンス・オンライン道場（専門テーマ）
手続き支援サービス	● 外国人技能実習機構への技能実習計画認定申請書類の点検・提出 ● 地方出入国在留管理局への入国・在留諸申請書類の点検・取次 ● 申請書類の作成支援（オンライン相談）	● 技能実習生受入れ実務者セミナー（書類の記載方法） ● 特定技能外国人受入れ実務者セミナー（書類の記載方法） ● 外国人材受入れセミナー（入国・在留手続と申請等取次制度）
送出し支援サービス	● 送出機関と監理団体のマッチング支援 ● 送出機関に対する相談支援 ● 送出機関への教材提供 ● 監理団体への送出し国・送出機関に関する情報提供・相談	● 送出機関セミナー ● 送出し各国事情説明（ビデオクリップ）
人材育成支援サービス	● 技能向上支援 ● 日本語指導支援 ● 教材・テキストの販売（電子教材サイト）	● 日本語指導担当者セミナー（基礎知識編・教室活動編） ● 外国人材との「やさしい日本語」話し方セミナー ● 技能実習生向け技能検定等受検対策セミナー
実習生保護/在留支援サービス	● 外国人技能実習生総合保険、特定技能外国人総合保険等の普及	● 法的保護情報講習への講師派遣 ● 特別教育学科講習への講師派遣

<連絡先> JITCO 本部 TEL:03-4306-1100（代表）
<https://www.jitco.or.jp/>